



毎月一日は省エネルギーの日

本籍を

移したいが...

問

三年前に、他の市から当地へ引っ越してきました。その間、本籍地はそのままにして、戸籍抄本などが必要などには、その都度、取り寄せていたのですが、この四月、長男が小学校に入学するのを機会に、本籍を現住所に移したいと思えます。どのような手続きをすればよいでしょうか。

答

戸籍を変えるときは、転籍届を出しますが、他の市町村から転籍する場合は、戸籍謄本二通を添えてください。転籍届は、戸籍の筆頭者とその配偶者が、本籍地か、または本籍を移そうと思っている場所の本籍の市町村長あてに提出するものです。なお、転籍届をする時、同じ戸籍の中にある人、例えば夫婦と子供二人の家族であれば、四人の本籍が一緒に移ることになります。

他市町村からの転籍は 戸籍謄本を添えて

戸籍は、日本国民であるという証明をするものです。同時に親族関係を公にするものです。ですから、家族関係に何かの変化が起こった場合は、その旨を届けなければならず、市町村では、届け出や報告などに応じて事務上の手続きを行います。戸籍上に定められている届け出が必要な事項には、子供が生まれた時に出す出生届や、婚姻届、離婚届、死亡届などよく知られたものほか、次のようなものがあります。

★失踪(しつそう)届 七年間その生死が不明な人については、家庭裁判所に請求すれば失踪を認めもらうことができます(失踪宣告)。失踪が確定したら、十日以内

に届けを出します。届け先は、失踪者の本籍地または届出人の居住地の市町村長です。★入籍届 父または母の氏(名字)と異なる氏を持つ子か、氏を変更するときに出す届けです。この場合は、新たに名のろうとする父または母の氏名と本籍を記載した届け書に、家庭裁判所の許可書を添えて届けます。届け先は、子の本籍地または届出人の居住地の市町村長です。

★養子縁組届 養子ももらったときに必要な届けで、養親と養子がそれぞれの本籍地または届出人の居住地の市町村長に提出します。なお、届け書には二人以上の証人の署名と押印が必要です。

★養子離縁届 協議離縁の場合は養親と養子が、それぞれ、二人以上の証人の署名、押印を得た上で届け出ます。裁判による場合は、裁判を求めた者が判決の謄本を添えて十日以内に届け出ます。このほか、戸籍法によって定められている届け出が必要な事項には、妻以外の女性との間に生まれた子を自分の子と認めるときに出す認知届、親の戸籍から分かれて新戸籍を作るときに出す分籍届などがあります。

言葉遣いの ① おとぎ話に出てくる文福茶釜(ぶんぷくちやがま)の「ちやがま」を、小さい子供は間違えて「ちやまが」と発音することがあります。子供ばかりでなく、おとなでも「手持ちぶさた」を「手持ちぶたさ」と言ったり、「けんもほろろ」を「けんもほろほろ」などと、言い間違える人がいます。漢字の読み誤りの例では、「任務の遂行」「殺人未遂」「の「すいこう」「みすい」を「ついきょう」「みついき」と思い込んでいる人が、かなりいるようです。また、「しばらくの間」という意味の「暫時」は「ざんじ」で、「しだいに、だんだん」という意味の「漸次」は「ぜんじ」ですが、この二語はたいへんまぎらわしいので、口に出しているときは、とかく混同されがちです。気をつけましょう。一方、漢字の書き誤りは、音が同じで字形や意味に類似性のある場合に多いようです。 専問(門) 講議(義) 万場一致(滴) など、もちろん、かつこの中が正しい字なのですが、うっかりすると間違えてしましますね。 次のような例もよく見かけます。 一率(律) 相異(違) 五里夢中(務) 言語同断(道) 絶対絶命(体) 意思薄弱(志) 意志表示(思) あやしいと思っただら、めんどくがらずに辞書に当たってみることが、言葉遣いを正しくする第一歩です。

